たき火による火災にご注意を！

たき火は、
農林漁業者のやむを得ない焼却行為等一部の例外を除き、法令上“禁止”されています。





仮に違法性がない焼却行為であっても、煙や臭い等の苦情が寄せられれば消火指導を行う場合があります。

全国で毎年約30人の方が、自分の衣服にたき火の火が燃え移り、命を落としています。（総務省消防庁まとめ）

佐世保市消防局
予防課広報係
☎0956−23−2539
【佐世保市消防局HP】

佐世保市環境部
不適正処理事業対策室
☎0956−20−0660
【佐世保市環境部HP】